

【大阪府公共事業における】景観形成の目標等設定シート

記入日	令和元年9月13日					
記入者	所属	公共建築室	担当者名	〇〇	連絡先	06-6210-9792
事業概要						
事業名称	大阪府立こんごう福祉センター（福祉型障がい児入所施設）改築工事 ※施設の名称及び新築・改修・改築等の別が分かるように記載してください					
事業地の位置	大阪府富田林市甘南備地内					
施設概要	敷地面積	815,290 m ²				
	事業種別	1.道路 2.河川 3.港湾 4.ダム 5.砂防 6.公園緑地 7.公共建築物 8.その他（ ）				
	構造規模	鉄筋コンクリート造 地上1階建て、延べ床面積2,805 m ² ※事業種別に応じて、構造、階数、路線名、延長、幅員、面積等を記載してください				
担当部署	設計担当	公共建築室	工事担当	公共建築室		
	施設所管	障がい福祉室				
STEP 1. 事業地の景観形成に関する指針や基準を確認する						
・事業地の『景観行政団体』の確認			■確認済 <input type="checkbox"/> 未確認（団体名：大阪府 ）			
・景観行政団体の『景観計画』の確認			■確認済 <input type="checkbox"/> 未確認 （景観計画の名称：大阪府景観計画 ）			
・事業地が『景観計画区域』に含まれるかを確認			■含まれている <input type="checkbox"/> 含まれていない （景観計画区域の名称：金剛・和泉葛城山系区域 ）			
・景観計画区域に規定された景観形成の方針や規制内容を確認			■確認済 <input type="checkbox"/> 未確認 ※事業地に適用される箇所を別紙として添付してください			
・『大阪府公共事業景観形成指針』の確認			■確認済 <input type="checkbox"/> 未確認			
・『大阪府公共事業景観形成指針』における本事業に関連する内容の確認			※該当箇所を抜粋してください			
4 施設別指針						
(5) 公共建築物						
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和、道路との一体的な景観形成、地域性を活かしたデザインなど、景観づくりの手本として良好な景観形成を行う。 ・建築物周辺の附帯物（高架水槽、ダクト類、エアコン室外機等）については、建築物との一体化や敷地の外から見えない位置への配置など、外観に配慮する。 ・上部利用可能な施設の上部利用や広場の設置など、周辺景観と調和し、開かれた外部空間づくりを進める。 ・駐車場、駐輪場及びごみ置き場等を敷地の外から見える場所に設置する場合は、植栽により修景し、又は建築物等と一体化するなど、外観に配慮する。 ・敷地内の緑化等を推進することでヒートアイランド対策など環境に配慮し、都市のアメニティ創造並びに景観向上に努める。 ・敷地周辺にある緑との連続性や安全面等に配慮しつつ、道路に面する敷地に緑を適切に配置する等、植栽する樹木の位置、種類、形状等を検討する。 						

- ・適切な維持管理を行い、外観を美しく保つとともに、耐震改修等の際にも、外観に配慮する

5 共通指針

(1) 構成要素別指針

① 斜面、法面

- ・緩やかな勾配の採用により圧迫感を和らげる。
- ・周辺の地形との連続性に配慮する。
- ・植栽可能な勾配であれば、緑化により表面処理を行い、与える印象を和らげるよう努める。その際、郷土種等を用いるなど、地域の自然生態系に十分配慮する。
- ・法枠工を採用する場合にも上記と同様の配慮を行う。

④ 舗装

- ・安全面、機能面や環境面の配慮とともに、地域の特性に応じたデザインや素材の工夫に努める。
- ・埋設物の維持管理等で部分的に舗装を復旧する場合、できる限り従前の舗装と違和感が生じないように配慮する。

⑤ 付属物

- ・防護柵、防止柵や防音壁は周辺景観に対して目立ちすぎない形状とし、また、地域特性に応じた適切な色彩とするよう配慮する。
- ・道路占用物、設備類等は周辺景観や他の構造物との一体的な調和を図るよう配慮する。
- ・彫刻、モニュメント等の設置にあたっては、設置場所の空間特性に配慮する。
- ・照明施設は、周辺の状況に応じた照明方法等により、夜間景観が良好となるよう配慮するとともに、光による害が生じないように努める。
- ・照明施設の器具や支柱等のデザインは、周辺の自然やまちなみ等の景観に調和するよう配慮する。
- ・標識・サイン等は、掲出場所に留意し、分かりやすく、統一性のある質の高いデザインを採用したうえで、数や規模を必要最小限とするよう努める。

(2) 緑化指針

- ・大阪府自然環境保全条例に定める府有施設等の緑化基準の達成に努めるとともに、民間施設のモデルとなる緑化に努める。
- ・既存施設についても計画的な緑化を推進し、府有施設等緑化推進計画の達成に努める。
- ・街全体が緑であふれるような景観づくりを進めるため、建造物の屋上や壁面の緑化、法面や擁壁の緑化などを推進し、緑視率の増加を図るとともに、周辺地域の緑との連続性に配慮し、きめ細かな広がりのある緑の形成に努める。
- ・地域のシンボルとなる樹林や樹木は極力保全し、景観要素として積極的に活用する。
- ・植物が健全に成長するために必要な植栽基盤の整備を行うとともに、維持管理の際に必要な剪定や枝打ちを行う場合には、樹木本来の姿を見極めて、生育に応じた樹形を美しく見せるよう配慮する。
- ・施設の維持管理、改修、建替の際には、生物の生息環境となっている緑等の機能保全に配慮する。

※景観法、景観計画の指定状況等が不明な場合は府景観部局へお問合せください

STEP 2. 事業地周辺の景観の特徴を確認する

・事業地の立地特性や周辺のまちなみ・景観資源等の確認

※・敷地が位置する地域の地形や道路との関係

・周辺の景観を構成している要素や特徴的な景観資源 等を事業地周辺の状況に応じて記載してください

・周囲全てが山地に囲まれており、周辺地域からは離れた場所に位置している。敷地内は、障害を持つ方たちの施設が多く存在し、敷地内道路やインフラ施設、循環バスも通行し、ひとつの街の様相を呈している。自然豊かな広大な土地にゆとりをもった建物配置計画がなされており、周辺環境にもそこに暮らす人々にも静かでやさしいまちづくりがされている。

・事業地の周辺からの見え方の確認

※・道路や公園などの公共空間からどう見えるか

・交通量、人通りの多い交差点からどう見えるか

・視点場である〇〇からどう見えるか 等を事業地周辺の状況に応じて記載してください

・木々に囲まれた丘陵状の敷地内に、高さを10m以内に抑えた施設計画を行う。公道からは離れており、周辺建物からも見渡せない位置に配置されることになるため、周辺景観に及ぼす影響は小さいと思われる。

STEP 3. 良好な景観形成に寄与した公共事業の事例を確認する

・本事業の参考となる、良好な景観形成に寄与した公共事業の事例を確認

■ 確認済 □ 未確認

事例の所在：大阪府富田林市甘南備地内

施設名：こんごう福祉センター障害者支援施設「かつらぎ・にじょう」

※他府県の事例でもよい

STEP 4. 景観形成の目標（景観に関する基本的な考え方）を立てる

・1～3の確認結果を踏まえ、本事業における景観配慮の具体的な工夫について記載してください

・子どもたちが、自然あふれる美しい環境の中で落ち着いた生活が送れるよう、緑に囲まれ自然と一体となった施設づくりを心掛ける。また子どもたちの毎日の生活を安心して安全に暮らすことができる建物や設備を設え、それが意匠として意味のある形に表出するような建物づくりを行う。

・子どもたちの安全を守るため、駐車場や車両の通行するエリアと生活するエリアは区分して配置し、周囲には樹木を植えるなどの配慮を行う。その他附属建屋を設ける場合は、配置計画により目立たない配慮をしたり、樹木での目隠しを行う等の配慮を行う。太陽光発電パネルを除いて、屋上に設備を設置する場合は、建物と意匠的に一体となるような目隠し壁などで周辺から見えない配慮を行う。

・舗装については車路についてはアスファルト舗装を行うが、緑地の散策路などについては自然色舗装を用い、自然景観の保全に努める。

・既存樹木の調査を行い、既存建物の解体工事との調整も必要ではあるが、可能な範囲で主要な樹木の保存を行う。

I. 景観づくりの目標

『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みや石川が育んだ田園風景と山麓部、丘陵部、山間部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 金剛・和泉葛城山系は、大阪の南部を縁取る重要な緑の景観を形成しており、石川が育んだ平野部から山麓部に広がる市街地、泉州地域の丘陵部に広がる市街地、山間部の大阪外環状線（国道 170 号）沿道の集落においては、背景となる金剛・和泉葛城山系や石川を意識した景観づくりを行う。

①「石川が育んだ平野部から山麓部に広がる市街地」、「泉州地域の丘陵部に広がる市街地」、「山間部の大阪外環状線沿道の集落」等での建築行為等にあたっては、背景となる金剛・和泉葛城山系や石川が育んだ田園風景が一体となった景観を意識するよう努める。

②行為を行う地域の近隣環境のみならず、大阪外環状線（国道 170 号）や国道 26 号（第二阪和国道）等の幹線道路、石川、公園、公共建築物、鉄道駅舎等、不特定多数の人が集まる視点場からの見え方を考慮し、山並みと調和した景観形成を行う。

- (2) 山麓や山腹の斜面において、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。

①山麓や山腹の斜面において、「土砂災害から市街地を守るための治山、治水機能の充実」といった防災機能に併せ、「良好な都市景観やレクリエーションの場の創出」といった観点からも、市街地に隣接する山麓や山腹の斜面に都市近郊樹林等による自然緑地を形成、保全し、維持していく。

②山麓や山腹の斜面で建築行為等を行う場合は、周辺の自然緑地と一体となった緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。

- (3) 東高野街道、竹内街道、熊野街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史文化遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。

・かつて京都から高野山への参詣道として用いられた東高野街道、大阪府堺市から東へ向かい二上山の南麓・竹内峠を越えて奈良県葛城市の長尾神社付近に至る竹内街道、京から大坂を経て熊野三山（熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社）への参詣に利用された熊野街道があり、東高野街道には富田林寺内町、竹内街道には叡福寺、熊野街道には山中宿本陣跡等が残っている。

①旧来から持っている金剛・和泉葛城山系の歴史環境とのつながりを意識し、それらとの調和に配慮した景観づくりを行う。

2. 場所を活かす方針

(1) 山並みと直交する幹線道路等からの景観

(西名阪自動車道、阪和自動車道、関西空港自動車道、南阪奈道路、国道 25 号、国道 165 号、国道 166 号、大阪外環状線 (国道 170 号)、国道 309 号、国道 310 号、国道 371 号、国道 480 号、国道 481 号、府道堺大和高田線 (12)、府道大阪和泉南線 (30)、府道堺羽曳野線 (31)、府道美原太子線 (32)、府道堺富田林線 (35)、府道富田林泉大津線 (38)、府道岸和田港塔原線 (39)、府道岸和田牛滝山貝塚線 (40)、府道堺かつらぎ線 (61)、府道泉佐野打田線 (62)、府道泉佐野岩出線 (63)、府道和歌山貝塚線 (64)、近鉄大阪線、南海高野線、大和川、大水川、石川、東槇尾川、槇尾川、松尾川、牛滝川、津田川、近木川、佐野川、樫井川、男里川 等)

- ① 緑視率の向上を図るため、道路、河川との敷際における緑化の促進を図る。
- ② 沿道に立地する建築物は、意匠等が周辺とくらべて突出したものとならないよう、沿道の都市的景観と正面の自然景観の調和を図る。
- ③ 道路正面の山麓部は、アイストップとなるため、背景となる山並みに配慮する。

(2) 山並みに沿って走る幹線道路等からの景観

(阪和自動車道、国道 26 号 (第二阪和国道)、大阪外環状線 (国道 170 号)、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線 (27)、府道大阪和泉南線 (30)、府道和歌山貝塚線 (64)、JR 阪和線、近鉄長野線、石川 等)

- ① 山麓部では眺望に配慮した緑化を推進するとともに、沿道市街地では敷際等の緑化を図り、山並みの緑との連続性に配慮する。
- ② 山麓部の市街地では、幹線道路から眺望されることを意識し、背景となる山並みと併せ、周辺の建築物群が構成するスカイラインに配慮する。

(3) 公園・緑地等の広場や橋梁からの景観

(錦織公園、長野公園、石川、樫井川、男里川 等)

- ① 当該地付近では、公園・緑地等を山並み風景の眺望点とし、背景となる山稜線に配慮する。
- ② 当該地付近では、現存するみどりで構成された景観に与える影響が大きいため、敷地内緑化や壁面緑化等の緑視率の向上方策について検討する。

(4) 石川に育まれた平野部の田園風景とそれに繋がる丘陵部の景観

(南河内地域)

- ① 田園風景を構成する集落、農地と石川との景観を維持し、背後の金剛・和泉葛城山系との調和を図る。
- ② 丘陵部の新たな開発等では、自然景観との調和、山稜線の保全、市街地からの見え方に配慮した景観の形成を図る。
- ③ 河内長野駅等の石川沿川では、河川や橋梁からの見え方に配慮し、河川景観や河川から見える山並み景観と調和した景観の形成を図る。

(5) 山間部を通る幹線道路からの景観**(大阪外環状線 (国道 170 号))**

①山間部に点在する集落は、山々のみどりと一体となった里の景観として地域景観を特徴づけており、意匠等は集落景観や背後の山並み景観との調和に配慮する。

(6) 丘陵部に開発された良好な環境の住宅地と農地、ため池等が一体となった田園風景の景観**(泉州地域)**

①阪南スカイタウン等の丘陵部の住宅地では、眺望に配慮した緑化を推進するとともに、背景となる山並みと調和したスカイラインに配慮する。

②樫井川、男里川等の沿川では、田園風景を構成する集落、農地、ため池等の景観を維持し、背後の金剛・和泉葛城山系との調和を図る。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 山麓に広がる郊外市街地と都市の背景となる自然の眺望景観からなる景観構造を読みとり、活かす。
2. 道路等の人工的な施設については、自然景観との調和に配慮するだけでなく、自然環境そのものへの影響に配慮する。
3. 国や大阪府、周辺市町、地域住民等が協力し、道路のみならず、沿道の不法投棄の防止等、公共空間とその周辺の空間を適切に維持管理する。

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

山並み・緑地軸（生駒山系区域、北摂山系区域、金剛・和泉葛城山系区域）については、規制又は措置の基準として、については別表3を適用することとする。

なお、複数の区域が重複する場合、それぞれの基準を適用することとする。

【別表3（山並み・緑地軸に適用）】

建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとししない。 ※別表6-1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとししない。 ※別表6-1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

【別表6-1 (色彩基準)】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準 (外壁基本色)

- ⑦ R (赤)、Y R (橙) 系の色相の場合、彩度 6 以下
- ⑧ Y (黄) 系の色相の場合、彩度 4 以下
- ⑨ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JISのマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で 1 / 3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合
 ※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で 1 / 20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
 ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1 / 3 以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【届出の対象となる行為及び規模】 (大阪府景観条例施行規則による。)

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20m を超えるもの 又は 建築面積が 2,000 m ² を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが 20m 又は築造面積が 2,000 m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに大阪府景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。